

税務解説即答 3問

1 受取配当等の益金不算入

Q 当社は甲社の発行済株式総数の7割を本年1月20日に取得し、本年10月20日に配当金1億円を受け取っています。甲社の配当の計算期間は、10月1日から9月30日で配当の基準日は9月30日です。この場合において、当社が受取配当等の益金不算入とすることができる金額はいくらでしょうか。

A 受取配当等に益金不算入の適用を受けることができる金額はない。

法人が配当等を受け取った場合には、その配当等の基となる株式等の区分に応じ、次に掲げる金額が益金不算入の対象となる。

株式等の区分	株式保有割合	益金不算入額
①完全子法人株式等	配当等の計算期間中継続して100%保有	配当等×100%
②関連法人株式等	配当等の計算期間中継続して3分の1超かつ100%未満保有	配当等－元本取得負債利子
③その他の株式等	①②④以外（5%超かつ3分の1以下）	配当等×50%
④非支配目的株式等	配当等の基準日等において5%以下（注）	配当等×20%

（注）5%以下の判定は、配当等を受け取る内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含めて行う。

本件の株式の保有割合は7割であるので3分の1超かつ100%未満に該当する。したがって、100%保有の完全子法人株式等、5%超かつ3分の1以下保有のその他の株式等、5%以下保有の非支配目的株式等のいずれにも該当しない。そして、関連法人株式等は、株式保有割合である3分の1超かつ100%未満の株式等を配当等の計算期間を通じて保有していなければならないため、本件の場合には配当等の計算期間の途中で取得しており、

関連法人株式等にも該当しないことになる。よって、受取配当等の益金不算入の適用を受けることができないことになる。

2 数次相続

Q 父が本年5月に死亡し、遺産分割未了の状況で相続人である長男が本年8月に死亡しました。父の相続人は、母及び長男、長女の3人であり、長男の相続人は長男の配偶者と長男の子です。この場合において、父の遺産分割協議の対象者及び父の相続税の基礎控除の額はいくらになりますか。

A 父の遺産分割協議は、母、長女、長男の配偶者、長男の子の4人で行うことになる。

また、相続税の基礎控除は4,800万円である。

1. 数次相続

数次相続とは、相続が発生し遺産分割協議などが終わる前に、相続人の1人が亡くなり次の相続を開始することをいう。1次相続に係る遺産分割協議は、亡くなった方の相続人を加えて行う必要がある。本件の父の遺産分割協議は、長男の相続人である長男の配偶者及び長男の子を加えて行わなければならない。数次相続は代襲相続と混同されることもあるが、代襲相続は本件で考えれば父よりも長男が先に亡くなっている場合に適用される。代襲相続の場合には、長男の相続人が長男の子に代襲され、父の相続人は母、長女、代襲相続人の長男の子となり、遺産分割協議もこの3人で行うことになる。

2. 法定相続人

数次相続の場合には、1次相続の相続人のうち亡くなった方の相続人の全員を加えて遺産分割協議を行わなければならないが、1次相続の相続人は相続発生時点の法定相続人であり、遺産分割協議の

参加者とズレることもある。本件の父の相続人は、母、長男、長女の3人であり、相続税の基礎控除の計算も法定相続人3人で計算されることになる。したがって、相続税の基礎控除額は、3,000万円+600万円×3人=4,800万円となる。

3 相続空き家の3,000万円控除

Q 昨年12月に母が亡くなり、母が単身で居住していた家屋（昭和50年築）及び土地を相続しました。この不動産は相続後未利用の状態です。令和5年8月に譲渡契約を7,000万円で締結し、令和6年1月に現状のまま引渡しをします。なお、家屋は買主が1月中に取り壊す契約となっています。この場合において、相続空き家の3,000万円控除は適用されますか。

A 譲渡の日を契約効力発生の日又は引渡日を選択できる。令和6年1月の引渡日に譲渡したものとすると令和6年分の譲渡所得の申告を行ったときは、相続空き家の3,000万円控除の適用を受けることができる。

相続空き家の3,000万円控除は、従来売主が家屋を取り壊し、更地渡しが要件であったが、令和5年度税制改正において要件が緩和され、令和6年以降の譲渡については、譲渡年の翌年2月15日までに取り壊しが行われていれば、特例が適用できるようになった。

相続空き家の3,000万円控除について、適用要件をまとめると次のようになる。

	内容
適用期間	平成28年4月1日から令和9年12月31日までの期間内の譲渡
特例対象者	次のすべてに該当する被相続人の居住用家屋及び土地の両方を相続した相続人 ①マンションなどの区分所有でないこと ②昭和56年5月31日以前に建築されたものであること ③相続直前※に被相続人が1人で居住していたものであること

譲渡対価	1億円以下であること	
譲渡期間	相続人等が相続後まったく使用せず、相続後3年目の年末までに譲渡すること	
譲渡形態	令和5年12月31日までの譲渡	次のいずれかに該当するものであること ①空家を新耐震基準に適合するようにリフォームして敷地とともに譲渡する場合 ②空家を取り壊し、敷地のみを譲渡する場合
	令和6年1月1日以降の譲渡	被相続人居住用家屋が譲渡時から譲渡年の翌年2月15日までに次のいずれかに該当すること ①新耐震基準に適合することとなった場合 ②全部が取り壊された場合
譲渡先の制限	生計一親族、同族会社への譲渡においては適用がない	
他の特例との関係	自己の居住用財産の譲渡の特例（3,000万円控除、軽減税率、買換え、損益通算、繰越控除）と併用は可能である。ただし、相続税額の取得費加算とは併用はできない。	

※相続直前に老人ホーム等に居住していた場合

老人ホーム等に入所し相続直前に居住していない場合においても、次のすべての要件に該当するときは、老人ホーム等への入所直前の状況で判定する。

- ①要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が老人ホームに入所し、相続直前までその老人ホーム等に主として居住していたと認められること
 - ②老人ホームに入所時から相続直前までその家屋に被相続人の家財を保管等し、かつ、事業用や被相続人以外の居住用に使用されていなかったこと
- なお、病院への入院又は老人保健施設への入所は自宅での居住を継続していたと考えられる。

(E.T.)